

旭川市民ギャラリー利用者募集のご案内

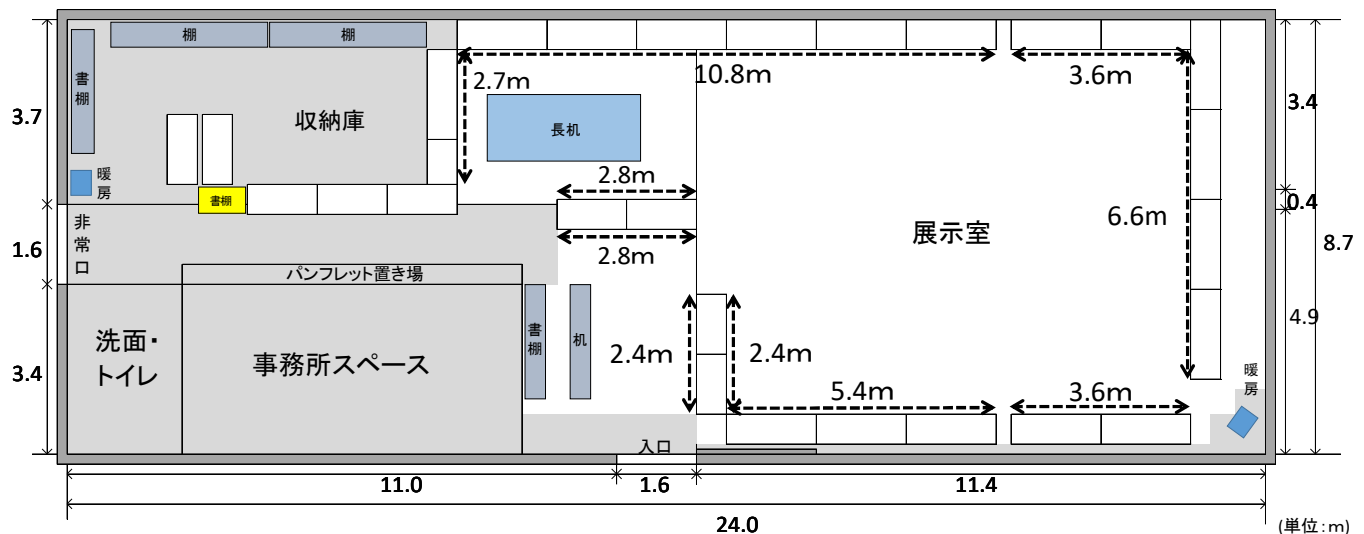
(令和7年度の利用について)

旭川市民ギャラリーは、文化団体や市民活動団体、学生や市民の方々の様々な作品展示に、気軽に御利用いただける施設です。令和7年度の空き期間について、利用者を随時募集しておりますので、ぜひ御活用ください。

◆旭川市民ギャラリーの概要

場 所：旭川市宮下通11丁目 上川倉庫蔵囲夢内

展示室は、面積約100㎡、壁面有効長約43m、天井高約3.8mです。壁面はレンガ造ですが、内側に展示用パネル（ピクチャーレール付き、高さ約3m（一部2.1m））を設置しており、天井には移動可能なスポットライト（高さ約3.5m）が取り付けられています。また、展示用の備品等も用意しています。詳細はお問い合わせください。



※パネルを移動して、展示室のレイアウトを変更できます。

◆随時受付の利用対象期間など

利用対象期間：令和7年9月29日(月)までの間で空いている期間。
(ただし、令和7年6月10日(月)から6月23日(月)までは市主催事業のため、対象外です。)

なお、施設管理上必要な場合や、旭川市又は旭川市教育委員会が利用する場合は、利用できない場合があります。

利用単位：原則は火曜日から翌週月曜日までの1週間単位ですが、随時受付においては、空き期間に応じて、1週間に限らずご利用が可能です（最大2週間まで）。

利用時間：午前10時から午後5時まで（搬入・搬出の時間を含みます）

◆利用内容

- 利用の内容：・旭川市内外で活動する文化団体や市民活動団体、学校及び個人の方が作品展示等を行う場合に利用できます。（絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、生け花、手芸など）
- ・展示発表・鑑賞以外の目的（講演会・コンサート等での利用はできません。また、営利行為に繋がる販売を目的とした作品展示はできません。

利用制限：次の場合は、ギャラリーの利用をお断りもしくは利用承認を取消すことがあります。

- *公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- *営利を目的とした販売行為等につながる時。
- *宗教上の布教活動や政治活動につながる時。
- *管理上支障があるとき。（大きな音や悪臭の発生、室内の汚損、貸出料を支払わないときなど）
- *「市民ギャラリー利用の注意事項」や、係員の指示を守らないとき。
- *その他ギャラリーの管理上、特に必要とするとき。

◆利用申込みについて

空き期間の確認：旭川市教育委員会文化振興課のホームページ又はお電話でご確認ください。

利用期間：最大2週間まで。

申込み方法：旭川市民ギャラリー又は旭川市教育委員会文化振興課に備付けの「旭川市民ギャラリー利用申込書」に必要事項を記入し、旭川市民ギャラリーまで、郵送、FAX又は持参により提出して下さい。

随時受付期間：利用期間の1週間前まで随時受け付けます。

◆貸出料

- ・貸出料は前払いです。利用申込みの後に市が発行する「納付書」で、期限までにお支払いください。

展示の内容	貸出料
入場料無料の展示	1,900円/日
入場料1,000円未満の展示	3,900円/日
入場料1,000円以上の展示	7,800円/日

※ 備品の使用は無料です。

◆受付・お問い合わせ先

展示会場（及び利用申込先）：旭川市民ギャラリー
〒070-0030 旭川市宮下通11丁目 上川倉庫蔵田夢内
電話：0166-23-3000 FAX：0166-23-3005
（電話・FAXは旭川デザイン協議会事務局内にあります。）

事業主催者：
旭川市教育委員会社会教育部文化振興課 市民ギャラリー担当
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎4F
電話：0166-25-7558 FAX：0166-24-7011

